Ⅱ薬事指導

1 薬事審議会

神奈川県薬事審議会は、医薬品医療機器等法第3条の規定及び附属機関の設置に関する条例に基づき昭和36年10月1日に設置され、知事の諮問に応じ薬事に関する重要事項を調査審議のうえ結果報告又は意見建議を行うものであり、現在、学識経験者11名、薬事関係者6名、消費者代表者3名が委員に委嘱されている。

また、昭和55年度から特別の事項を調査審議させるために規則改正を行い、部会及び専門委員を設置している。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、書面開催とした。

開催日	審議内容
	・部会報告事項について ・神奈川県における薬事関連事業の取組みについて ・情報提供(医薬品等をめぐる最近の話題について)

2 薬剤師の状況

(1) 薬剤師数 (薬剤師法の規定に基づく届出数)

隔年12月末現在

項目	総	数	従	事	内	訳
年	全 国	神奈川県(全国比)	薬 局	医療機関	計	その他
H30年	311,289人	22,913人 (7.4%)	15,004人	3,619人	18,623人	4,290人
H28年	301,323人	22,104人 (7.3%)	14,610人	3,430人	18,040人	4,064人
H26年	288,151人	21,541人 (7.5%)	13,846人	3,227人	17,073人	4,468人
H24年	280,052人	20,212人 (7.2%)	12,775人	3,001人	15,776人	4,436人
H22年	276,517人	19,610人 (7.1%)	12,201人	2,926人	15,127人	4,483人
H20年	267,751人	17,650人 (6.6%)	10,729人	2,741人	13,470人	4,180人
H18年	252,533人	16,507人 (6.5%)	9,866人	2,605人	13,470人	4,036人
H16年	241,369人	15,672人 (6.5%)	9,207人	2,517人	12,471人	3,948人
H14年	229,744人	14,930人 (6.5%)	8,446人	2,525人	11,724人	3,959人
H12年	217,477人	14,147人 (6.5%)	7,726人	2,584人	10,971人	3,837人

(注)昭和57年より隔年届出

(2) 薬剤師免許事務処理状況

令和元年度

			申 請				
区分	免許申請	免許証書換 交付申請	免許証 再交付申請	名簿訂正 申請	名簿登録 削除申請	計	前年度計
処理件数	952	572	48	40	15	1,627	2,131

3 薬局及び医薬品等販売業等の状況

(1)薬局・医薬品等販売業者数

各年度3月末現在

業種		薬局製造則	仮売医薬品	店舗	卸 売	薬種商	特 例	配置	医療機器	器販売業	医療機器	景貸 与業	再生医療	
年度	薬局	製 造販売業	製造業	販売業	販売業	販売業	販売業		高度管理 医療機器	管 理 医療機器	高度管理医療機器	管 理 医療機器	等 製 品 販 売 業	計
元年度	3,952	231	231	1,486	577	1	0	195	4,123	22,109	1,444	1,884	45	36,278
30年度	3,888	231	231	1,461	581	1	0	200	4,011	21,803	1,256	1,333	45	35,041
29年度	3,836	254	254	1,427	583	1	0	215	3,931	21,742	1,209	1,404	44	34,900
28年度	3,825	267	267	1,403	576	1	1	215	3,862	21,079	1,143	1,177	41	33,857
27年度	3,770	286	286	1,365	583	1	1	232	3,714	20,870	1,053	1,133	24	33,318

(2)薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

令和元年度

	ICH DICHE	37000001	7 7 7 7 7 7 E III 7 7 E							1. 11.70 1 30	
	業種	薬 局	薬局製造販	反壳医薬品	医薬品販売業	医 薬 品 配 置 従 事 者	高 度 管 理 医療機器等 販売業貸与業	日生医原液的	再生医療等 製品販売業	登録販売者 販売 従事 登録]
許可等の	の種類		製造販売業	製造業		, ,					
	許可・届出	(245)	(8)	(8)	(125)	_	(261)	(511)	(0)	_	(1,158)
701 796 1	и у же	301	11	11	160	221	325	794	0	795	2,618
許可	更新申請	(275) 367	(13) 14	(13) 14	(71) 100		(274) 389		0 (0)		(646) 884
			(9)		100		303				(9)
製造助	反売 承認 申請		13								13
製造	重販 売 届		(7) 8								(7) 8
	反売承認事項 変 更 届		(1)								0
	証等書換	(29)	(0)	(0)	(16)	_	(38)		(0)	-	(83)
交	付 申 請	39	0	0	28	13	48		0	92	220
	可 証 等 ご付 申 請	(2)	0 (0)	0 (0)	(2)	- 1	(1)		0 (0)	36	(3)
	品販売先等		$\overline{}$		(0)		1			30	(0)
	許可申請				0						0
管理		(140)		(0)	(34)		(0)		(0)		(174)
許可	可申請	200 (182)		0 (1)	41 (151)		(101)	(55)	0 (2)		241
変	構造設備	229		1	200		(181) 220	(55) 89	(3)		(573) 742
发	/r/r r/m -t/.	(850)	(5)	(5)	(564)		(876)	(363)	(2)		(2,665)
更	管 理 者	1,094	7	7	746		1,111	873	2		3,840
_	その他	(10,698)	(25)	(25)	(2,805)		(691)		(5)	_	(14,387)
届		13,290 (11,730)	28 (30)	28 (31)	3,554 (3,520)		876 (1,748)	282 (556)	9 (10)	106	18,173 (17,625)
	変更届 計	14,613	35	36	4,500		2,207	1,208	14	106	22,719
示	ı. F	(203)	(10)	(10)	(124)	_	(175)	(289)	(0)	_	(811)
廃	止 届	241	12	12	152	39	212	417	0	2	1,087
休止	届・再開届	(14)	(0)	(0)	(13)		(17)		(0)		(72)
/A/A; 12HH	目者 兼務	21 (122)	1	1 (0)	13 (35)		22 (0)	35	0 (0)		93 (157)
廃	上 届	161		0	42		0		0		203
Hin His hi	心方箋数届	(1,655)									(1,655)
AX1XX	この 受 奴 佃	2,004		$\overline{}$							2,004
薬局	定期報告	3,602									(0) 3,602
機能		3,002		$\overline{}$							(0)
報告	変更報告	3,680									3,680
	計	(14,415)	(77)	(62)	(3,938)	_	(2,514)	(1,384)	(10)	_	(22,400)
	ΗI	25,232	95	74	5,039	274	3,204	2,490	14	1,031	37,453
	r 床 ぎ	(14,281)	(108)	(97)	(4,390)	_	(2,756)	(1,223)	(23)	l _	(22,878)
前年		23,651	145	130	5,785	260	3,574	2,303	28	1,117	36,993
									1		

(注) ()内は保健所設置市内数

4 薬事監視指導

(1) 薬事監視指導実施状況

医薬品等の製造販売・製造業並びに薬局及び医薬品等販売業等に対して立入検査を実施した。

製造販売業に対しては、品質管理の向上及び安全管理の一層の推進を図るため、GQP、GVP、体制QMSに基づく指導を実施した。

製造業に対しては、GMP等に基づき製造所の構造設備、医薬品等の品質、製造工程の管理に重点を置くとともに、諸外国への輸出用医薬品等のGMP証明に係る監視を実施した。

薬局・医薬品等販売業については、医薬品等の取扱い及び管理状況、偽造医薬品の流通防止等に重点をおいて監視を実施した。

薬事監視指導状況 令和元年度

果	事監視指	i导状况						1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	n n	. .						元年度
\backslash			7t. I.L.	m/.	県	\ 	\ 	⇒ L-		建所設置		>+1.	74 life		計		\-h.
		事項	許耐 ・数 登	監視指導	監視率	違反発見	違反率	許可・届	監視指導	監視率	違反発見	違反率	許可・登	監視指導	監視率	違反発見	違反率
			録	導 施	%	見 施	%	出	導 施	%	見 施	%	登録	導 施	%	施施	%
			•	設	,0 	設	, ,	施	設		設		•	設		設	
業	:種		届出	数		数		設数	数		数		届出	数		数	
	薬	局	924	428	46.3	-	0.0	3,028	1,094	36.1	35	3.2	3,952	1,522	38.5	35	2.3
		第 一 種	3	1	33.3	-	0.0						3	1	33.3	-	0.0
	医薬品	第 二 種 (体外診断薬を除く)	13	6	46.2	1	0.0						13	6	46.2	-	0.0
医	製 造 販 売 業	型 体 外 診 断 用 医 薬 品	11 55	4	36.4	-	0.0	176		15.0			11	4	36.4	-	0.0
		薬 局 体外診断薬を除く※1	99 89	11 55	20.0	- 1	0.0	176	28	15.9		0.0	231 89	39 55	16.9		0.0
	医薬品	休別診断薬に限る	23	99 8	34.8	1	1.8	$\overline{}$					23	8	61.8 34.8	1	1.8
薬	製造業	薬局	∠3 55	11	20.0		0.0	176	28	15.9	_	0.0	231	39	16.9		0.0
	店舗	販 売 業	379	166	43.8	-	0.0	1,107	482	43.5	4	0.8	1,486	648	43.6	4	0.6
	卸売	販売業	171	69	40.4	-	0.0	406	93	22.9	3	3.2	577	162	28.1	3	1.9
	薬 種	商販売業	-	_	-	-	0.0	1	-	0.0	-		1	-	0.0	-	
品	特例	販 売 業	-	-	-	-	0.0	-	-		-	0.0	-	-		-	0.0
	配販	売 業	195	-	-	-	0.0						195	-	0.0	-	_
	置従	事 者	359	-	-	1	0.0	//			//		359	-	-	1	0.0
	業務上			18		-	0.0		-		7	0.0		18		7	38.9
医	医薬部タ	卜品製造販売業	51	26	51.0	ı	0.0						51	26	51.0	-	0.0
薬部	医薬部		130	69	53.1	-	0.0						130	69	53.1	-	0.0
外	販	売 業		227		-	0.0		99		-	0.0		326		-	0.0
品	業務上	- V - W - 7 - 12 -		19		_	0.0					0.0		19		_	0.0
化	化粧品		135	51	37.8	1	2.0						135	51	37.8	1	2.0
粧	化 粧	品製造業	214	90	42.1	-	0.0		<u> </u>	$\overline{}$			214	90	42.1	-	0.0
	販業数し	売 業		227		-	0.0	$\overline{}$	95		_	0.0		322		-	0.0
品	業務上	V 42 1 7 1 1 1 2 1		19	20.2		0.0	/				0.0	24	19	20.2	_	0.0
	医療機器製造	銭 第 一 種 重 第 二 種	24 59	7 25	29.2 42.4		0.0	$\overline{}$					24 59	7 25	29.2 42.4		0.0
医		第 三 種	40	13	32.5	1	7.7	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		40	13	32.5	1	7.7
		機器製造業	227	74	32.6	_	0.0	$\overline{}$					227	74	32.6	-	0.0
療		機器修理業	276	91	33.0	_	0.0	$\overline{}$					276	91	33.0	-	0.0
次队		度管理医療機器等	923	430	46.6	1	0.2	3,200	911	28.5	1	0.1	4,123	1,341	32.5	2	0.1
		理医療機器	4,824	619	12.8	2	0.3	17,285	660	3.8	1	0.2	22,109	1,279	5.8	3	0.2
機	業一	般医療機器		113		-	0.0		_		-	0.0		113		-	0.0
		医管理医療機器等	350	166	47.4	-	0.0	1,094	402	36.7	1	0.2	1,444	568	39.3	1	0.2
器		理医療機器	879	303	34.5	-	0.0	1,005	90	9.0	1	1.1	1,884	393	20.9	1	0.3
TILT		般医療機器		71		1	0.0		_		-	0.0		71		-	0.0
	業務上	: 取扱う施設		-		=			1		6	600.0		1		6	600.0
再生		等製品製造販売業	1	0	0.0	-	0.0						1	0	0.0	_	0.0
医療		等製品製造業※2	3	-	-	-	_						3	-	_	-	_
等製		新等製品販売業 	10	4	40.0	-	0.0	35	13	37.1	_	0.0	45	17	37.8	-	0.0
品		: 取扱う施設	_	2	200	-	0.0	\rightarrow	-		-			2		-	0.0
<u>_</u>			10,423	3,423	32.8	6		27,513	3,996	14.5	59		37,936	7,419	19.6	65	0.9
<u></u>		を取り扱う施設	10.100	- 400	200.0	-	0.0	05.543	- 0.000	11.5	-	0.0	07.00		10.0	-	0.0
	Ì	総計	10,423	3,423	32.8	6	0.2	27,513	3,996	14.5	59	1.5	37,936	7,419	19.6	65	0.9

^{※1}医薬品製造業(体外診断薬を除く)は、地方厚生局長許可施設5施設を含む。

^{※2}再生医療等製品製造業は、地方厚生局長許可施設3施設。

薬事監視指導結果違反内訳一覧表 令和元年度 違 違 反 内 **※**1 措置 ※2 容 可 虚 係医 不 販 特 品 止許 視 反 薬 口 許 定 承 偽 売 取 晳 品 可 発 登 指 事項 販 消 正 認 体 録 計 計 る売 管 告 導 見 売 登 誇 制 業 登 に 良 録 表 理 \mathcal{O} 施 施 届 者 無 大 等 取 違, 係 業種 出 消 \mathcal{O} 書 設 設 認 広 \mathcal{O} 管 る 示 施 無 業 理 不 数 数 証 告 不 違 設 届 務 者 停 数 業 品 品 等 備 反 備 他 等 924 428 薬 层 第 種 3 1 1 0 第 種 医薬品 13 6 1 1 (体外診断薬を除く 剿 浩 体 外 診 断 11 4 0 0 販売業 薬 薬 局 55 11 _ _ 0 医 体外診断薬を除く 55 1 89 1 1 医薬品 0 体外診断薬に限る 23 製造業 薬 遊 局 55 0 11 業 379 166 _ _ 0 0 売 販 売 業 0 卸 69 0 171 品 薬 種 商 販 売 業 0 0 例 0 販 売 業 0 配 販 売 業 195 0 0 置従 者 0 359 0 車 業務上取扱う施設 18 0 0 26 医薬部外品製造販売業 51 1 1 薬 医薬部外品製造業 130 69 0 0 部 売 227 0 0 外 品 業務上取扱う施設 0 19 0 化 化粧品製造販売業 51 6 135 5 1 1 1 6 化粧品製造業 214 90 1 1 粧 0 売 227 0 業務上取扱う施設 19 0 品 種 24 7 0 0 器製造第 種 59 25 2 0 1 販売業第 医 種 40 13 1 1 医療機器製造業 227 74 0 0 医療機器修理業 276 91 0 0 療 販 高度管理医療機器等 923 430 1 1 1 2 管理医療機器 4,824 619 2 1 1 2 機 一般医療機器 113 0 0 貸 高度管理医療機器等 166 0 350 0 与 管 理 医 療 機 器 303 0 0 879 器 一般医療機器 71 0 0 業 業務上取扱う施設 0 0 再 生 医 療 等 製 品 製 造 販 売 業 0 0 0 再生医療等製品製造業 3 0 0 0 再生医療等製品販売業 10 4 業務上取扱う施設 9 0 0 10,423 3,423 6 9 0 0 0 20 0 14 4 14 指定薬物を取り扱う施設 0 0 20 10,423 3,423 6 4 3 9 0 0 0 0 14 14

^{※1} 令和元年度中に発見した違反の内容(令和元年度中未措置の違反を含む)

^{※2} 令和元年度中に行った違反措置の件数(平成30年度以前に発見した違反を含む)

(2) 医薬品等の品質検査

医薬品等の品質確保を図るため、令和元年度は12件の収去による品質検査を行った。

検査機関	1// 1//	品目	検体数	不適件数	検査項目	不適理由
IX ELIMIN	医薬品	医療用医薬品	2	0	承認規格	1 XZ(1 H
		日焼け止め	1	0	紫外線吸収剤	
		洗浄料	1	0		
		クリーム	1	0		-
衛生研究所	化粧品	香水	1	0		
		ヘアトリートメント	1	0	防腐剤等	
		シャンプー	1	1		フェノキシエタ ノールが基準 値を超えて検 出された
		化粧水	2	0		-
	医療機器	単回使用視力補正用 色付コンタクトレンズ	1	0	外観試験・無菌試験	-
国立医薬品食品衛生研究所	化粧品	クリーム	1	0	イソプロピルメチル フェノール	-
	計		12	1		

(3) 医薬品等の違反発見状況

令和元年度中の医薬品等の違反品は延べ112品目で、違反施設数は32施設であり、その状況は次のとおりである。なお、これらの違反品は回収・廃棄などを行ったほか、関係都道府県に措置依頼の通報を行った。

				医	医	化	医		発見	1 者	原	因	施設
					薬		療		本	他	本	他	
	分	類		薬	部	粧	//41	計					≑ L
					外		機						計
				品品	묘	品品	器		県	県	県	県	
無	許	可	밆	13	1	8	1	23	10	7	11	6	17
不	É	₹	ᆱ	1	75	1	1	77	3	-	2	1	3
不	正表	表示	ᆱ	2	-	5	3	10	10	-	10	_	10
広	告遠	量 反	ᆱ	1	1	1	ı	1	1	-	1	1	1
そ	Ø,)	他	1				1	1	_	1		1
	章	+		16	76	15	5	112	25	7	24	8	32

5 医薬類似品等の監視指導

健康食品等は、消費者の健康志向に合わせて多種多様の製品が流通しており、その販売方法も 医薬品的効能効果を標ぼうするなど、問題の多いものがあることから、これら医薬類似品等の実態の 把握及び監視指導のため試買検査を実施した。また、試買検査を行った製品以外の健康食品等に ついても、広告などの内容の検査を実施した。

(1) 健康食品等の試買検査等状況 対象業者 通信販売業者等 対象品目 健康食品

	項目	+\s\		ぼう数	Į,	分析結果	Ę	や山ケンを屋本日代八
左	F.度	検体数	違反数	違反率	検体数	違反数	違反率	検出された医薬品成分
	元年度	30	0	ı	30	0	ı	
	30年度	30	0	1	30	0	1	
	29年度	30	0	ı	30	0	ı	
	28年度	30	2	6.67%	30	2	6.67%	5-HTP(1検体)、インヨウカク(1検体)
	27年度	30	1	3.33%	30	0	-	-

(2) 健康食品等の違反状況

試買検査以外の健康食品や健康器具等について、医薬品医療機器等法違反に該当しているもの8件 (8品目)を発見、措置した。

ア 健康食品の違反状況

令和元年度

項目	発 見	場所	発	見	\mathcal{O}	端	緒		措	置	
種類	本県	他県	新聞雑誌	チラシ広告	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
果実•果肉加工品	1	ı	ı	1	ı	-	-	1	_	ı	0
緑葉植物加工品	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3
藻 類 加 工 品	1	1	1	1	1	_	_	1	-	1	1
海草類加工品	ı	I	1	I	-	_	_	I	_	1	0
菌茸類加工品	-	ı	_	ı	_	-	_	ı	_	_	0
植物種子加工品	-	ı	_	ı	_	-	_	ı	_	_	0
穀類胚芽加工品	-	ı	1	l	ı	-	_	I	_	1	0
植物性油脂類	-	ı	1	l	ı	-	_	I	_	1	0
食物繊維等加工品	-	ı	1	ı	ı	-	_	I	_	1	0
生薬類加工品	-	1	1	1	ı	-	_	I	-	1	0
植物発酵品	ı	I	1	I	-	_	_	I	_	1	0
花 粉 加 工 品	-	ı	_	ı	_	-	_	ı	_	_	0
ローヤルゼリー	-	ı	_	ı	_	-	_	ı	_	_	0
は虫類加工品	_	-	_	-	_	-	_	ı	-	_	0
動物性油脂類	_	-	_	-	_	_	_	ı	_	_	0
骨粉等加工品	-	ı	1	ı	ı	-	_	I	_	1	0
貝 類 加 工 品	-	ı	_	ı	_	-	_	ı	_	_	0
イオン水等飲料	_	ı	_	ı	-	_	_	ı	_	_	0
鉱物等加工品	-	1	1	1	-	-	_	I	_	-	0
その他の健康食品	1	2	-	2	1	-		ı	3	-	3
計	4	3	0	2	3	1	1	3	4	0	7

イ 健康器具等の違反状況

令和元年度

項目	発見	場所	4	発 見	Ø	端緒	Z I		措	置	
種類	本県	他県	新聞雑誌	チラシ等	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
健康器具等に効能 効果を標ぼうしたも の	1	ı	I	ı	ı	1	ı	1	I	-	1

6 薬事講習会の開催

薬局・医薬品販売業者、医薬品製造販売・製造業者等を対象として、関係法令等について、十分な理解と認識を深めるため薬事講習会を開催した。

			_	_					年	度	元 ^左		30年	F 度
対象業	羊者					\	\	_	項	目	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
薬医薬	薬	局	•	医	薬	品	販	売	業	者	1	40	2	147
薬品販売業者	関	係	寸	体	主	催	の	講	習	会	13	637	14	730
業 局者				小			計				14	677	16	877
医薬	品等	製	造	関係	₹ 団	体 🗄	主催	の	講習	会	2	315	3	540
		2	7				計				16	992	19	1,417

7 登録販売者試験

年度	元年度	30年度	29年度
実施期日	令和元年9月8日	平成30年9月9日	平成29年9月10日
申込者数	4,050人	4,041人	3,535
受験者数	3,396人	3,442人	3,008
合格者数	956人	1,357人	1,404人
合格率	28.2%	39.4%	46.7%

8 医薬品等価格調査

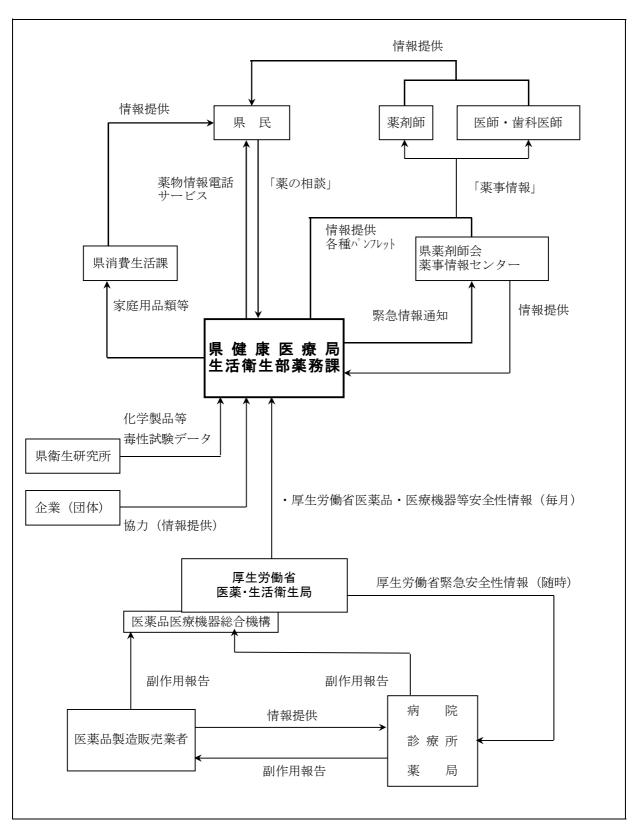
厚生労働大臣の定める薬価基準等の基礎資料を作成することを目的として、国からの委託により 医薬品等の価格調査を実施した。

- (1) 医薬品価格調査
 - ·他計調查 調查時期 令和元年10月 調查対象 2客体
 - ・自計調査 令和元年度は調査実施せず
- (2) 特定保険医療材料価格調査
 - ・他計調査 調査時期 令和元年11月 調査対象 2客体
 - ・自計調査 令和元年度は調査実施せず

Ⅲ 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を 収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービス の窓口を設け、薬剤師が県民からの問い合わせに応じている。

- 提供する情報の種類・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
 - ・急性薬物中毒に関する情報

ア 問い合わせ状況

					F	勺	3	容						元年度	30年度	29年度
医	薬	品	の	効	能 •	副	作	用	に	関	す	るこ	ک	799(88.6%)	1,130(91.1%)	950(88.0%)
		内			訳			医	療	用	医	薬	品	775(85.9%)	1,107(89.2%)	923(85.5%)
		r i			п/С			_	般	用	医	薬	ᆱ	24(2.7%)	23(1.9%)	27(2.5%)
誤	飲	•	誤	食	の	処	置	12	関	す	- 3)	ح	54(6.0%)	72(5.8%)	85(7.9%)
		内			訳			医	2		띰]	等	50(5.5%)	68(5.5%)	80(7.4%)
		ΡΊ			八百			家	庭	F	Ħ	品	類	4(0.4%)	4(0.3%)	5(0.5%)
化	学	製	묘	1 O	安	全	性	i 13	· - 関	す	- Z	, <u> </u>	と	1(0.1%)	6(0.5%)	6(0.6%)
				そ		Ø,)		他	į				48(5.3%)	33(2.7%)	38(3.5%)
				合					ij	+				902(100%)	1,241(100%)	1,079(100%)

イ 問い合わせ件数の推移

年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
件数	902	1,241	1,079	1,022	797	834	807	612

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ·事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ·開設時期 昭和46年4月 [県補助開始 昭和53年4月]·職員数 2名

イ 情報提供件数

年 度		元 ^左	F度						
利用者 区分 質問·項目	薬剤師会 会 員	医師会・歯 科医師会員	その他	計					
医薬品一般	17	0	18	35					
メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	(2.0%)		(39.1%)	(3.8%)					
伊险, 黄灰, 再款佐	695	1	3	699					
保険·薬価·再評価	(80.4%)	(100.0%)	(6.5%)	(76.7%)					
副作用•相互作用	4	0	5	9					
•毒性•催奇形性	(0.5%)		(10.9%)	(1.0%)					
誤飲・誤用	14	0	2	16					
员 员 员	(1.6%)		(4.3%)	(1.8%)					
その他※	134	0	18	152					
	(15.5%)		(39.1%)	(16.7%)					
合 計	864	1	46	911					
県 補 助 金	2,394千円								

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日~23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目 年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
開催回数	51回	49回	60回	66回	38回
開催延日数	52日間	50日間	60日間	66日間	38日間
総入場者数	25,225人	21,043人	19,536人	19,399人	14,671人

3 医薬品適正使用の推進

医薬品の効果や副作用などの薬に関する基礎知識についての出前講座を実施することで、薬の正しい知識習得を図り、医薬品適正使用を推進した。

	1 -11 **/-	□ =# 土火米/
	凹釵	文 再 有 数
令和元年度	30回	909名
平成30年度	30回	837名
平成29年度	17回	485名

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県では、ホームページにおいて同制度の内容を掲載して県民に周知し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用することができるように、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者8名、薬事等関係者3名、県民2名を委員に選任し、後発医薬品の使用促進の取組みを進めている。

開催日	協議内容
	・後発医薬品使用促進に係る関係団体の取組等について ・後発医薬品使用促進に係る神奈川県の取組等について

後発医薬品普及状況

	30年度	29年度	28年度
全国	75.9%	70.2%	66.8%
神奈川県	74.0%	68.6%	65.5%

6 漢方理解促進に関する取組み

医食農同源の取組みの一環として、漢方薬の理解促進を図るために、県民及び医療関係者を対象とした漢方薬理解促進講習会を開催した。

開 催 日	対象者	受講者数
令和元年11月17日	県民	71名
令和元年12月15日	医療関係者	84名

Ⅳ 医薬品等の生産指導

1 医薬品製造販売業等の状況

(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数

各年度3月末現在

業種	医 薬 品		医薬部外品			化 粧 品			医療機器			体外診断用 医薬品			再生医療等製品			計					
年度	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	修理		製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	修理	小計
元年度	16	89	105	51	130	181	135	214	349	123	227	276	626	11	23	34	1	3	4	337	686	276	1,299
30年度	17	91	108	49	122	171	134	212	346	122	219	276	617	12	23	35	1	2	3	335	669	276	1,280
29年度	17	97	114	50	118	168	131	204	335	114	214	269	597	13	24	37	1	1	2	326	658	269	1,253
28年度	19	95	114	50	115	165	121	195	316	113	206	262	581	12	22	34	0	1	1	315	634	262	1,211
27年度	19	92	111	49	111	160	123	192	315	103	187	250	540	11	22	33	0	1	1	305	605	250	1,160

医薬品製造業者数には、地方厚生局長許可施設を含む。再生医療等製品製造業者数は、すべて地方厚生局長許可施設。

(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況

ア 知事権限に係わる医薬品製造販売業等許可状況

平成7年4月1日、医薬品(ただし、地方厚生局長許可医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造(輸入)業者の許可権限が知事に委任された。

平成9年4月1日、医療機器(ただし、地方厚生局長許可医療機器を除く)の製造(輸入)業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに再生医療等製品製造業及び体外診断用医薬品製造業が規定され、さらに、医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業が登録制となった。医療機器製造業者及び体外診断用医薬品製造業者の登録権限について知事に委任された。

現在、地方厚生局長許可である製造業は、医薬品製造業の一部と再生医療等製品製造業だけで、それ以外は知事に委任されている。

平成17年4月1日、業として製造販売業が規定され、製造販売業者の許可権限について知事に委任された。 平成26年11月25日、新たに、再生医療等製品製造販売業及び体外診断用医薬品製造販売業が規定され、再生 医療等製品製造販売業者及び体外診断用医薬品製造販売業者の許可権限について知事に委任された。 現在、すべての製造販売業者の許可権限は知事に委任されている。

- * 地方厚生局長が許可する医薬品製造業
 - ① 生物学的製剤
- ⑤ 細胞培養技術応用医薬品
- ② 放射性医薬品

- ⑥ 細胞組織医薬品
- ③ 国家検定医薬品
- ⑦ 特定生物由来医薬品
- ④ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- イ 知事権限に係わる医薬品等製造販売承認状況

医薬品等の承認権限は、昭和45年にかぜ薬の一部が知事に委任され、その後順次委任品目が拡大された。 現在、次の医薬品等の製造販売承認の権限が委任されている。

医薬品 かぜ薬、解熱鎮痛剤、しゃ下薬、鎮咳去痰薬、鎮うん薬、医療用ガス(液体酸素・液体窒素)、点 眼薬・洗眼薬、ビタミン主薬製剤、浣腸薬、駆虫薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、胃腸薬、外用 痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬、漢方製剤、生薬製剤

医薬部外品 生理処理用品、清浄綿、染毛剤、パーマネント・ウェーブ用剤、薬用歯みがき類、健胃清涼剤、 ビタミン剤、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼 剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤、浴用剤

令和元年度 知事承認•一部変更承認件数

品目	承 認 件 数	備	考
医 薬 品	0	承認申請件数は0件	
医薬部外品	19	承認申請件数は25件 染毛剤、パーマ液	
計	19		

	ゥ	7 [<u>矢</u>	薬品	1等		え売・集	退造詞	午可名	等申	請•	届出	取扱	件	数									令	和元	年度	
\setminus					項	目	許			申			請						Æ	Ī		Н	1				前
							可	新	許	区	製	承	管	許可	適	変	更	届	承	承	承	承	製	化	休		
	•	/						規	可	分	造	認		٠		管総	構	そ	認			認		粧	止		
		•	\					⇒hr		追	但	事	理	登録	合	理括			事	認	認	事	造	品	•		年
			•				登	許	•	加	販	項		証		者製	造		項			項		製造	廃	計	
				\			録	可	登	変			者	再交	性	・造	ᄺ	n	軽	承	整	記	販	販	止	п	
							施		録	更	売	部		付・		任売	÷л	()				載		売	•		度
							設	登	更		承		承	書換	調	技責	設		微恋	継	理	整	売	変	再		
بالد		6 15								許	⇒रा	変	÷रा	交	*-	術任		614	変			備		更	開		⇒ 1
来	業態 製 体外診断薬				卜診断薬	数	録	新	可	認	更	認	付	査	者者		他	更	届	届	届	届	届	届.	0.0	計	
				造販	7	を除く	16	_	8	_		_		_	_	6	_	7	4	_	_	_	_	_	1	26	11
				売業		ト診断用 薬品	11	_	5	-	1	-	-	1	-	4	_	10	_	-	-	-	_	-	5	25	13
医	導	Ę ,	品	製		大臣	5	1	3	-	1	1	3	-	-	1	3	2	-	-	-	-	_	-	1	14	10
				造		体外診断 を除く	84	4	29	-	-	-	2	4	135	27	98	39	_	-	-	-	-	-	6	344	322
				業	知事	体外診断) 医薬品	23	1	7	-	_	_	_	_	_	4	_	12	_	-	_	_	_	_	0	24	21
150			td.	,,,	造 販	↓ √ 売 ≸	£ 51	3	17	_	20	5	_	_	_	8	_	16	16	_	1	_	_	_	2	88	69
医部	夕	<u>؛</u> ا	薬品	製	道	当	130	12	38	_	_	_	_	1	1	17	75	41	_	_	_	_	_	_	6	191	140
H			_			え 売 第			26				_	1	_	11		23				_	1,854	955	4	2,880	
化	粉	Ė	品	衣 .		76 31	133	0	20					1		11		23					1,004	900	4	2,000	3,391
				製	道	5 第	ž 214	10	47	-	-	-	-	1	-	29	106	47	-	-	-	-	_	-	7	247	238
				製	造脈	反 売 第	123	11	27	-	-	-	_	5	-	15	_	26	_	-	-	-	_	_	11	95	112
医	療	機岩	器	製	迢	量 第	ž 227	20	33	_	-	_	-	2	_	21	_	59	_	_	_	_	_	_	18	153	165
				修	理	且 第	₹ 276	20	51	9	_	_	_	6	_	42	50	108	_	_	_	_	-	_	18	304	320
再	生	医》	┏	製	造 販	京 売 第	§ 1	_	-	_	_	_	-	_	_	1	_	_	_	_	-	-	_	_	-	1	1
等	集	K 1	旦	製	道	臣 第	€ 3	1	1	_	_	_	2	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	5	3
	計					1,299	89	292	9	20	5	7	21	136	187	332	390	20	0	1	0	1,854	955	79	4,397	4,822	

2 医薬品等の製造販売・製造状況

県内で製造販売・製造されている医薬品、化粧品及び医療機器の生産金額は次のとおりである。

主な品目 医薬品 抗生物質製剤、ビタミン剤、中枢神経系用剤、消化器官用剤

化粧品 化粧水、ファンデーション、クリーム、乳液、シャンプー、口紅 医療用X線装置、医療用X線フィルム、補聴器、歯科材料 医療機器

神奈川県の医薬品等生産金額の推移

(単位:百万円)

	年	元年	30年	29年	28年	27年
医	薬 品	398,549	328,814	345,213	363,747	312,785
化	粧 品	194,795	204,792	200,436	167,605	164,794
医	療機器	67,495	250,287	242,975	209,718	188,679
合	計	660,839	783,893	788,624	741,070	666,258

- (注1) 医薬品、医療機器の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計による。 (注2) 医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。 (注3) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。 (注4) 化粧品の生産金額は経済産業省生産動態統計(化学工業統計)による。

3 医薬品等国家検定

医薬品等のうちで製造、試験等に高度な技術を要するもの、製造過程において特に品質管理が難しいもの等は医薬品医療機器等法第43条の規定に基づき国立感染症研究所の検定を受け、かつ、合格したものでなければならず、合格した医薬品等には検定に合格した旨及び検定の合格年月日を表示させている。本県では、検定品目として、5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンが対象となっている。

年度	業者数	品目数	申請数	備考
元年度	1	1	10	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
30年度	1	1	6	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
29年度	1	1	8	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
28年度	1	1	11	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
27年度	1	1	9	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

V 毒物劇物指導

1 毒物劇物営業者の状況

(1) 毒物劇物営業者等数

各年度3月末現在 業種 業務上取扱者 売 業 販 定電 農業用特 定 気金 属運 送 しろあり 製造・ 毒 物 毒 物 計 輸入業 計研究者めっき 熱処理 防 除 小計 使用者 年度 事 事 目 業 業 業 元年度 281 2,350 192 61 2,603 76 89 8 0 142 8 3,110 45 30年度 267 2,315 197 64 2,576 78 96 8 44 0 148 9 3,078 29年度 259 2,282 208 66 2,556 155 9 3,062 83 100 1 11 43 28年度 257 2,317 209 72 2,598 81 98 41 0 147 3,091 27年度 250 2,347 215 79 2,641 85 100 8 40 0 148 3,132

令和元年度

3

(795)

1,325

1

(983)

1,705

1

124

(85)

(2) 毒物劇物関係事務処理件数

区分 登 登 登 毒取 廃 変 更 届 物扱 規 録 録 構 そ 録 録 票 登 票 劇任 等 録 年 等 変 書 申 造 物者 換 再 止 計 請 設 変 0) え 新 更 交 度 交 設 付 届 申 申 付 置 更 申 出 等 請 請 請 請 備 他 届 計 届 届 製 臣 登 録 7 7 大 17 41 4 16 6 4 124 168 造 知 登 録 11 20 24 4 11 17 29 7 4 127 167 輸 入 小 計 335 18 37 251 65 8 18 33 51 13 8 業 (26)(-)(105)(135)(54)(200)(56)(109)(69)(754)(944)販 売 138 179 32 75 312 62 132 99 1,030 1,321 (2) (-)(6) (2)(8) (18)(25)特定毒物研究者 7 2 32 3 9 21 (1) (1) (6) (5) (7) (20)(13)業務上取扱者 1 1 6 5 7 20 16 (2) (-)(-)(-)(1) (-)(-)(-)(1) (3) 特定毒物使用者

2

44

(0)

65

(30)

(注)()内は保健所設置市内数

計

(112)

164

(135)

216

(0)

(55)

(206)

351

(56)

113

(116)

153

2 毒物劇物監視指導

(1) 毒物劇物監視指導実施状況

毒物劇物等による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い・保管管理・廃棄処理の徹底を図った。特に、毒物である無機シアン化合物や劇物であるトルエンなどを取扱う事務所や営業所に対して、重点的に監視指導を行った。また、液体や気体の毒物劇物を貯蔵する屋外・屋内・地下タンクやこれらを運送するタンクローリーについて流出事故防止等の指導を行った。

令和元年度

	事	項				県			保	健	所 設	置	市		合		計	
	\			登	監	監	違	違	登	監	監	違	違	登	監	監	違	違
				録	視		反		録	視		反		録	視		反	
	\			•	指		発		•	指		発		•	指		発	
	`			届	導	視	見	反	届	導	視	見	反	届	導	視	見	反
				出	施		施		出	施		施		出	施		施	
	業 1	瘇		施設	設		設		施設	設		設		施設	設		設	
		`	$\setminus \mid$	数数	数	率	数	率	数	数	率	数	率	数数	数	率	数	率
製	迁	± ;	業	172	46	26.7%	2	4.3%	-	-	_	-	-	172	46	26.7%	2	4.3%
輸	J	\ j	業	109	34	31.2%	1	2.9%	_	_	_	-	-	109	34	31.2%	1	2.9%
_	般則	页 売 🧵	業	616	209	33.9%	-	0.0%	1,734	404	23.3%	1	0.2%	2,350	613	26.1%	1	0.2%
農業	纟用品	目販売	業	108	14	13.0%	-	0.0%	84	23	27.4%	-	0.0%	192	37	19.3%	_	0.0%
特別	定品目	販売	業	19	4	21.1%	-	0.0%	42	7	16.7%	ı	0.0%	61	11	18.0%	I	0.0%
特別	定毒物	う 研究	者	20	3	15.0%	-	0.0%	56	13	23.2%	-	0.0%	76	16	21.1%	-	0.0%
電	気める	っき事	業	14	1	7.1%	-	0.0%	75	12	16.0%	-	0.0%	89	13	14.6%	-	0.0%
金	属熱处	理事	業	3	-	0.0%	-	0.0%	5	-	0.0%	-	0.0%	8	-	0.0%	-	0.0%
運	送	事	業	5	-	0.0%	-	0.0%	40	12	30.0%	1	8.3%	45	12	26.7%	1	8.3%
しろ	らありほ	方除事	業	-	-	0.0%	-	0.0%	_	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%
特別	定毒物	物使用	者	3	I	0.0%	-	0.0%	5	5	100.0%	I	0.0%	8	5	62.5%	I	0.0%
そ	0) 1	他		33		1	3.0%		_		3	0.0%	/-	33		4	12.1%
	計	+		1,069	344	32.2%	4	1.2%	2,041	476	23.3%	5	1.1%	3,110	820	26.4%	9	1.1%

内容	登	監	違	适	1 万	ζ <i>§</i>	~	見	件	数	*	1	措	Ī	置	% 2
1170	録	視	反	無	制	構	取	毒	表	譲	そ		登	業	報	
	•	指	発	登	限品	造	扱責任	物劇		渡			録	務	告	
	届出	導	見	録	目	坦	者	物			の	計	깷	伤	П	計
	施施	施	施	無	日の	設	の管	の		•	0)	計	取	停	書	Τī
	設	設	設	届	販		理状	取扱		交]	
業種	数	数	数	業	売	備	況	い	示	付	他		消	止	等	
製造業大臣	53	18	1	1	_	_	_	_	1	_	_	2	-	_	4	4
表 ^{是 未} 知 事	119	28	1	-	-	_	_	_	_	-	1	1	-	1	3	3
輸入業 大 臣	60	18	1	-	-	_	_	_	1	-	_	1	-	-	1	1
知 事	49	16	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	-
一 般 販 売 業	616	209	_	2	_	_	_	_	_	-	_	2	-	-	3	3
農業品目販売業	108	14	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	-
特定品目販売業	19	4	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_
特定毒物研究者	20	3	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_
業電気めっき事業	14	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	ı	_
務金属熱処理事業	3		_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
軍 送 事 業	5		_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
扱 しろあり防除事業	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	-	_	_	_	-	_
者その他		33	1		_	_	_	2	1	_	1	4		_	4	4
特定毒物使用者	3	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
計	1,069	344	4	3	0	0	0	2	3	0	2	10	0	0	15	15

- ※1 令和元年度中に発見した違反の内容(令和元年度中未措置の違反を含む)
- ※2 令和元年度中に行った違反措置の件数(平成30年度以前に発見した違反を含む)

(2) 毒物劇物講習会の開催

毒物及び劇物取締法に関する知識を周知させ、毒物劇物の適正な取扱い・保管・譲渡等を図るために、毒物劇物製造・輸入業者・販売業者等を対象者に講習会を開催した。

対 象 者	実施回数	受講者数
関係機関·団体主催研修会	3 回	115 人
毒物劇物製造業者及び輸入業者	1 回	182 人
計	4 回	297 人

3 毒物劇物取扱者試験

年	度	元 年 度				30 年 度				29 年 度			
実施其	朔日	ŕ	5和元年	F 6月16	日		平成30年	6月24日		平成29年6月18日			
区	分	申込 者数	受験 者数	合格 者数	合格率	申込 者数	受験 者数	合格 者数	合格率	申込 者数	受験 者数	合格 者数	合格率
— ;	般	466	425	173	40.7%	494	462	237	51.3%	455	421	232	55.1%
農業用	品目	94	88	18	20.5%	112	103	32	31.1%	136	130	34	26.2%
特定品	目	10	9	5	55.6%	6	4	2	50.0%	5	4	1	25.0%
計		570	522	196	37.5%	612	569	271	47.6%	596	555	267	48.1%

VI 薬物乱用防止対策

1 概 況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

- (1) 薬物乱用対策推進体制
 - ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長本部員 29名(国機関8名、県機関4名、市町村8名、民間団体等9名) (令和2年6月1日現在)

- 目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定
 - ② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置に係る調整
- イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成4年10月28日

会長 鵜飼 典男 ((公社)神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長(参加団体182団体 令和2年4月現在)

- (2) 薬物乱用防止対策活動状況
 - ア薬物乱用防止推進地域連絡会

令和元年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 県薬務課の公式ツイッター

若い世代向けに、危険ドラッグなどの乱用される薬物に関する正しい情報をツイッターで発信した。

県薬務課公式ツイッターアカウント@Kana_yaku

エ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009~2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活動内容一覧

令和元年度

実施主体	実施日·回数	內 容 等
神奈川県薬物乱	令和元年5月22日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
用対策推進本部	延べ11回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
	平成31年4月16日	運営委員会
	令和元年5月16日	講演会 演 題:「最近の乱用薬物の実態及び海外の状況について」 講 師:星薬科大学薬学部 薬物依存教室 特任教授・名誉教授 鈴木 勉 参加者:337人
	A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	2.11. 8.
	令和元年6月20日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱)
	~ 7月19日	街頭キャンペーンによる啓発資材の配布(221箇所、資材配布数118,451部)
	令和元年6月20日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催)
	~ 11月30日	街頭及び職域での募金活動(県内募金総額 1,191,650円)
薬物クリーンか	令和元年7月8日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン
ながわ推進会議		啓発資材配布 資材配布数2,000部
	令和元年10月1日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動(厚生労働省主唱)
	~ 11月30日	街頭キャンペーンによる啓発資材の配布 (206箇所、資材配布数9月分90,237部)
	令和元年11月20日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動街頭キャンペーン
	〃 12月7日	啓発資材配布 資材配布数 2,500部
	令和2年1月13日	薬物乱用防止「成人の日」街頭キャンペーン(横浜、川崎、相模原、横須賀)
		啓発資材配布 資材配布数 4,840部
	令和2年2月14日	広報委員会(書面会議)
	~2月28日	
	令和2年3月25日	広報・機関紙「薬物クリーンかながわ」(No.37)の発行
その他	令和2年3月	有職・無職少年への薬物乱用防止啓発事業の実施協力 有職少年、無職少年向けのウェットティッシュ36,000個配布

作成啓発資材(県作成分含む)

令和元年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
オリジナルノック式ボールペン	9,500個	オリジナルマグネットバー	7,500個
オリジナルふせん	6,000個	オリジナルクリアファイル(A5)	14,500枚
オリジナルノート(A5)	10,000⊞	オリジナルエコバッグ	2,000個
ウェットティッシュ(有職、無職少年含む)	75,000個	使い捨てカイロ	6,240個

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等

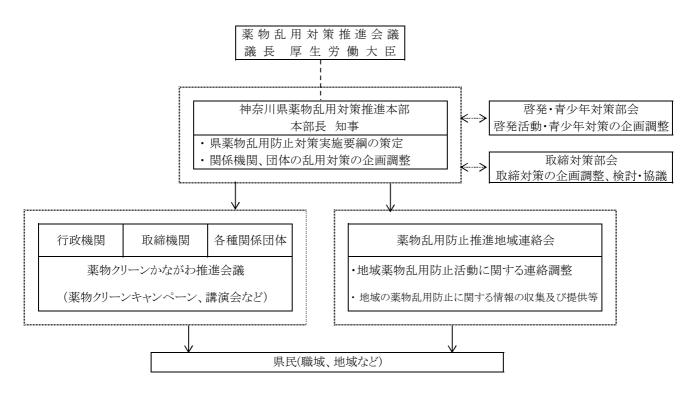
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

令和元年度

資	材	名	支 給 数	資材	名	支 給 数
募	金	箱	986個	ポ ス タ	<i>-</i>	2,788枚
<u>у</u> —	フレ	ット	66,600部	救 急 絆	創膏	6,950個

(麻薬・覚醒剤乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資材	名	支 給 数
パンフレット	22,000部	ポ ス タ	_	3,700枚



(3) 薬物相談窓口

相談件数

市 機

県

小

合

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

県保健福祉事務所

 (セ ン タ ー)

 精神保健福祉センター

 薬 務 調

218	1111	M D	70.1	11 95
横	Š	浜	市	348
Ш	ļ	崎	市	668
相	模	原	市	63
横	須	賀	市	36
藤	j	沢	市	48
茅	ケ	崎	市	2
小			計	1,165

関 別件

令和元年度

144

60

282

1,447

課計

計

県化	呆健福ネ	小事務所	(センター)別内訳

保健福祉事務所	件 数	保健福祉事務所	件 数
平 塚	4	小 田 原	25
同秦野センター	16	同足柄上センター	14
鎌倉	24	厚木	32
同三崎センター	17	同大和センター	12
		計	144

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 2回開催 延べ63人参加(令和元年度)

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 1回開催 151人参加(令和元年度)

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

(ア) 設立年月日 昭和57年5月19日

(イ) 会 長 中島 義郎

(ウ) 指 導 員 476名

(エ) 支 部 37支部(令和2年4月1日現在)

(オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和元年度)

指導員內訳 令和2年4月末現在

10 11/1				1 10 1 7 1 7 2 1
公 職	• 資	格 等	人 数(名)	備考
保	護	司	353	うち県麻薬等薬物相談員17名
薬	剤	師	101	うち県麻薬等薬物相談員 3名
そ	の	他	22	
	計		476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、県内主要駅前、商店街等の街頭において、リーフレット、風船等の啓発資材を用いて県民に啓発した。また、薬物乱用防止指導員の知識を向上させるため研修会を開催した。

令和元年度

狺	5	動	項]	口	数	備考
街	頭	啓	発	活	動	延べ204	1会場	県内主要駅前、各町内祭り等
W 11	集会	•講	演会	•懇詢	於会	延べ77	会場	小·中·高等学校、PTA等
指	導	員	研	修	会	1回(出席者頭	近べ218名)	横浜市開港記念会館 講堂

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による街頭啓 発活動においてリーフレット等の配布を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

	年度	元	:年度	30	年度	29	年度	28	年度	27	年度	
区分		学校数	(生徒数)									
高	公立	12	(3,289)	7	(2,357)	7	(2,052)	6	(1,182)	17	(4,077)	
	私立	1	(80)	ı	(-)	ı	(-)	-	(-)	3	(949)	
校	計	13	(3,369)	7	(2,357)	7	(2,052)	6	(1,182)	20	(5,026)	
中等	公立	ı	(-)	ı	(-)	ı	(-)	-	(-)	ı	(-)	
中等教育学校	私立	2	(796)	l	(-)	I	(-)	_	(-)	2	(998)	
	計	2	(796)	ı	(-)	ı	(-)	-	(-)	2	(998)	
中	公立	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)	26	(4,158)	26	(5,892)	
学	私立	ı	(-)	l	(-)	l	(-)	1	(126)	I	(-)	
校	計	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)	27	(4,284)	26	(5,892)	
小	公立	137	(11,632)	66	(5,807)	67	(5,721)	66	(5,905)	51	(4,597)	
学	私立	1	(104)	ı	(-)	ı	(-)	_	(-)	1	(-)	
校	計	138	(11,736)	66	(5,807)	67	(5,721)	66	(5,905)	51	(4,597)	
РТ	A 等	1	(34)	ı	(-)	1	(33)	1	(118)	1	(140)	
1	計	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)	100	(11,489)	100	(16,653)	
県 薬 注	剤 師 会 開 催	_	(-)	-	(-)	-	(-)	_	(-)	-	(-)	
合	計	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)	100	(11,489)	100	(16,653)	
委	託 費	60	0千円	300)千円	300)千円	300	0千円	300	00千円	

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

	年度	元	:年度	30	年度	29	年度	28	年度	27	年度
区分		学校数	(生徒数)								
高	公立	44	(12,761)	50	(17,399)	61	(20,286)	52	(18,223)	46	(15,614)
	私立	3	(1,227)	7	(4,093)	6	(2,362)	8	(2,690)	12	(4,628)
校	計	47	(13,988)	57	(21,492)	67	(22,648)	60	(20,913)	58	(20,242)
中等	公立	-	(-)	1	(168)	-	(-)	1	(168)	1	(333)
中等教育学校	私立	5	(2,980)	3	(1,086)	4	(1,777)	2	(902)	2	(901)
	計	5	(2,980)	4	(1,254)	4	(1,777)	3	(1,070)	3	(1,234)
中	公立	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)	57	(14,331)	58	(13,478)
学	私立	ı	(-)	_	(-)	ı	(-)	2	(368)	0	(-)
校	計	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)	59	(14,699)	58	(13,478)
小	公立	51	(4,813)	54	(6,164)	41	(4,509)	54	(6,922)	54	(5,700)
学	私立	1	(124)	_	(-)	1	(126)	1	(140)	1	(120)
校	計	52	(4,937)	54	(6,164)	42	(4,635)	55	(7,062)	55	(5,820)
РТ	A 等	17	(3,923)	23	(5,080)	20	(4,368)	27	(4,870)	27	(6,102)
Ī	H	166	(36,916)	202	(49,934)	185	(46,078)	204	(48,614)	201	(46,876)

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

\setminus	種類		麻		薬		向精	神薬	特		覚 醪	星剤		大	け、	
	類	卸	小	施	管	研	卸	試	定卸床	施	研	原	原	麻	し 研	
۱ ۱	\setminus	売	売				売	験研	薬売	用		料	料	研	究	計
年	$ \cdot $	業	業	用	理	究	業	究	等業者	機	究	取	研	究	栽	
度		者	者	者	者	者	者	施	原料	関	者	扱者	究者	者	培 者	
_		1	1	伯	伯	1	1	設	14	美	伯	1	伯	Ţ	7	
元年	年度	28	3,130	16,241	998	137	8	136	155	1	29	65	19	16	1	20,964
304	年度	28	3,002	16,003	967	144	8	136	156	1	31	66	22	15	1	20,580
294	年度	28	2,892	15,296	935	141	7	133	156	1	31	67	23	15	1	19,726
284	年度	28	2,804	15,113	899	135	6	128	163	1	30	69	22	15	0	19,413
274	年度	27	2,694	14,453	854	132	6	131	154	2	32	69	23	15	0	18,592

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和2年3月末現在

業	施	用	者	管	理	君	学 目	
種	医 師	歯科医師	獣 医 師	医 師	歯科医師	鉄 医 師	薬剤	師
人	15,008	200	1,033	565	2	138	293	
数		16,241			998			

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和元年度

人 種類)	件名	<u>z</u>	免申	請	許 • 届	許計付		止	務届		載 事 更	免返	許納		麻廃	棄	薬届	計
卸	売	業	者		16		-		-			18		-			46		80
小	売	業	者		1,50	3	1		175			619	1	,207]	1,394		4,899
施	F	月	者		8,38	1	37		1,665		,	3,450	6	,089			51		19,673
管	玛	1	者		522		_		153			45		341			310		1,371
研	9	je L	者		71		_		28			29		48			23		199
製	造	業	者		-		_		_			-		-			6		6
元	卸列	も 業	者		-		_		_			_		-			6		6
卸	定麻薬 小	衷 等 原 包 業	[料 者		2		_		3			40		-			-		45
家製	庭造	麻業	薬者		-		-		_			-		-			-		0
そ	0)	他		-		_		_			-		-			-		0
	計	+			10,49	95	38		2,024	:		4,201	,	7,685)		1,836	5	26,279

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和元年度

件	名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再 交 付 申 請	亦	更履	追	10 加	届	返	納	届	計	
件	数	153 (632)	54	2		13	1		5			4		78

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和元年度

件名 種類	指 定 等 請	免許証再 交付申請	業 務 廃 止 届		返納 届	計
覚醒剤施用機関	1	-	-	-	1	2
覚醒 剤研究者	20	-	9	5	13	47
覚醒剤原料取扱者	6	ı	1	60	6	73
覚醒剤原料研究者	3	-	6	3	1	13
大 麻 研 究 者	22	I	6	3	15	46
けし研究栽培者	1	-	_	_	1	2
向精神薬卸売業者	ı	ı	_	1	_	1
向精神薬試験研究施設	8	1	7	26	_	42
計	61	1	29	98	37	226

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬·覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、 監視指導を実施した。

麻薬•覚醒剤等監視指導実施状況

令和元年度

	事 項	対	監監	違		生	=		ы	75		1-1	t	4
\		象	視		ı 	違	反		力	容	1	推		<u>[</u>
			指	反	廃	管	帳	施	届	そ		業	報	
		事業	導	業務		理		用		の	計	務	告	計
		所	施	所		保		Л			рΙ	停	書	рΙ
業:	種	数	設 数	数	棄	管	簿	等	出	他		止	等	
	麻薬卸売業者	28	6	-	-		1.43	-	-	-	_	-	-	_
麻	麻薬小売業者	3,130 (632) ^{**1}	377 (68) ^{**1}	9	6	ı	-	-			6	_	8	8
	特定麻薬等原料卸小売業者	155	14	-	I	I	-	-	-	_	-	_	-	-
	麻薬診療施設(病院)	329	137	4	3	1	-	1	-	-	4	-	4	4
	麻薬診療施設(診療所)	2,870	41	10	1	2	2	2	-	10	17	-	9	9
薬	麻 薬 研 究 者	137	24	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	1	ı	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	大 麻 研 究 者	16	1	-	1	ı	-	-	-	-	_	-	-	_
向	向精神薬卸売業者	8	1	1	I	ı	-	-	-	1	1	-	1	1
	向精神薬試験研究施設	136	20	1	1	1	1	1	1	-	-	1	1	-
神	免許みなし薬局	3,952	406	1	I	I	ı	ı	ı	-	-	_	-	-
	免許みなし卸売販売	577	61	-	I	ı	-	-	-	_	-	_	-	-
薬	病 院・診 療 所		165	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
覚	覚醒剤施用機関	1	0	-	ı	ı	-	-	-	-	-	_	-	_
醒	覚醒 剤研究者	29	6	1	ı	1	-	1	-	-	-	-	-	-
剤	覚醒剤原料取扱者	65	5	_	-	-	_	_	-	_	-	-	-	-
同	覚醒剤原料研究者	19	3	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-
原	薬 局		417	3	1	-	-	-	-	2	3	-	3	3
料	病 院 • 診 療 所		161	_	ı	-	_		_	_	_	_	-	-
	計	11,453	1,845	27	11	2	2	3	0	13	31	0	25	25

(参考) 全 国 ※2 209,143 58,409 1,768

※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数) ※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2020年1月) による

麻薬, 覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

	事 項		元	年	度			30	年	度	
		対	監	監	違	違	対	監	監	違	違
		象	視		反		象	視		反	
		事	指 導	視	業	反	事	指 導	視	業	反
		業	施	154	務	汉	業	施	194	務	汉
		所	設		所		所	設		所	
業	種	数	数	率	数	率	数	数	率	数	率
	麻薬卸売業者	28	6	21.4%	-	_	28	12	42.9%	_	_
144	麻薬小売業者	3,130	377	12.0%	9	2.4%	3,002	508	16.9%	11	2.2%
麻	特定麻薬等原料卸小売業者	155	14	9.0%	-	_	156	18	11.5%		_
	麻薬診療施設(病院)	329	137	41.6%	4	2.9%	333	148	44.4%	6	4.1%
	麻薬診療施設(診療所)	2,870	41	1.4%	10	24.4%	2,899	35	1.2%	10	28.6%
薬	麻 薬 研 究 者	137	24	17.5%	-	_	144	57	39.6%	-	-
//C	けし研究栽培者	1	0	0.0%	-	_	1	1	100.0%	-	_
	大 麻 研 究 者	16	1	6.3%	_	_	15	13	86.7%	ı	_
向	向精神薬卸売業者	8	1	12.5%	1	100.0%	8	2	25.0%	-	_
精	向精神薬試験研究施設	136	20	14.7%	-	-	136	26	19.1%	-	-
	免許みなし薬局	3,952	406	10.3%	-	_	3,888	642	16.5%	1	0.2%
神	免許みなし卸売販売	577	61	10.6%	-	_	581	64	11.0%	-	_
薬	病 院・診 療 所		165		-	_		193		ı	_
覚	覚醒剤施用機関	1	0	0.0%	_	_	1	0	0.0%	-	_
醒	覚醒 剤研究者	29	6	20.7%	-	-	31	19	61.3%	ı	_
剤	覚醒剤原料取扱者	65	5	7.7%	-	_	66	17	25.8%	-	-
同	覚醒剤原料研究者	19	3	15.8%	-	_	22	6	27.3%	-	_
原	薬 局		417		3	0.7%		642		4	0.6%
料	病 院・診 療 所		161		_	_		192		2	1.0%
	計	11,453	1,845	16.1%	27	1.5%	11,311	2,595	22.9%	34	1.3%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
けし	7,425本 (63ヶ所)	2,321本 (50ヶ所)	6,607本 (60ヶ所)	9,403本 (67ヶ所)	4,027本 (67ヶ所)
大 麻	10本 (2ヶ所)	1本 (1ヶ所)	_	_	_

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和元年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬 局 管 理 薬 剤 師 等	1回	54人
病院・診療所薬剤師	1回	40人
関係団体主催の研修会	1回	62人

(4) 麻薬事故状況

/ 項目	<u> </u>	年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
事	滅	失	459 (143)	483 (182)	454 (181)	411 (174)	412 (178)
故の	盗	難	-	_	2	1	1
種	所	在不明	23	21	30	17	22
類	そ	の他	26	17	16	24	16
Ī	計(件数)	508	521	502	453	451

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

/ 項目	<u></u>	年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
事	滅	失	-	-	_	-	_
故の	盗	難	1	1	1	2	5
種	所	在不明	-	-	2	2	2
類	そ	の他	12	11	_	2	_
	計(件数)	13	12	3	6	7

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

項目	年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
事	滅失	7	5	4	5	4
故の	盗 難	_	ı		ı	_
種	所在不明	5	6	2	5	7
類	その他	_	1	ı	ı	_
	計(件数)	12	12	6	10	11

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

項		_	_		年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
麻	薬中	毒	者	不正使	見用者	1	2	3	2(2**)	_
M	架 丁	#	1	末期	患 者	ı	ı	ı	ı	_
措	置		入	院	者	-	-	-	-	_

※()内の2件は再届出のため外数

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。 昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、令和元度末では81名である。

なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

項目	\	年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
麻		新規対象者	1	2	3	2	_
	1.24	(措置入院者数	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
薬	増	県内転入者	_	_	1	_	_
中		計	1	2	4	2	_
毒		社会復帰者	_ 	-	1	1	1
者		県 外 転 出 者	1	7	-	-	-
	減	死亡•帰国者	-	6	-	22	-
移		そ の 化	<u>1</u> –	-	-	-	-
動		計	1	13	1	23	1
状	麻	薬中毒者数	匆 81	81	92	89	110
	内	観察指導対象者	6 2	62	77	87	108
況	訳	所在不明者等	至 19	19	15	2	2
観導	観	察指導回数	女 169	65	40	21	38
察状	内	訪 問 回 数	女 14	9	3	6	5
指況	訳	そ の 他	155	56	37	15	33

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

項目		_	年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
-11- 11 -	覚	醒	剤	80	47	9	18	31
薬物の 相談件数	シンナ	一等有	有機溶剤	-	-	-	-	_
	その	他の)薬物	99	5	13	19	5
(件)		計		179	52	22	37	36
広 報	活	動	(回)	150	176	181	189	170

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品 医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合 は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

度	元年度	30年度	29年度
試買方法	インターネット	インターネット	インターネット
分析検体数	39	42	36
検出検体数	10	8	7
**1(うち違反数)	(8)	(0)	(7)

^{※1} 検出検体のうち購入時点では未規制の指定薬物のものを除く

(2) 店舗の監視指導状況

度	元年度	30年度	29年度
対象施設	*危険ドラッグ取扱店	*危険ドラッグ取扱店	**危険ドラッグ取扱店
調査件数	0	0	0
指導件数	0	0	0

^{*} 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった

(3) インターネットの監視指導状況

度	元年度	30年度	29年度
調査サイト数	34	53	28
措置件数	1	0	1

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和元年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R1. 6. 13	R1. 6. 14	R1. 6. 23	2	①3-MeO-PCE ②CUMYL-4CN-B7AICA
2	R1. 8. 29	R1. 8. 30	R1. 9. 8	3	①Cyclopentyl fentanyl ②CUMYL-PEGACLONE ③5F-CUMYL-PEGACLONE
3	R1. 11. 14	R1. 11. 15	R1. 11. 24	3	①6-EAPB ②4-EAPB ③NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018
4	R1. 12. 17	R1. 12. 18	R1. 12. 27	3	①MPhP-2201、MPHP-2201 ②4-Chloro-N-butylcathinone ③3-HO-PCE
5	R2. 2. 28	R2. 2. 29	R2. 3. 9	4	①4F-MDMB-BINACA ②Valerylfentanyl ③ALD-52、1-Acetyl-LSD ④N-Butylpentylone
		計		15	

平成30年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効) 平成29年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効) 平成28年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効) 平成27年度 7回延べ24物質を指定(現在全て失効)